

食安輸発0316第1号
平成27年3月16日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産マンゴー及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成27年3月13日付け食安輸発0313第3号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、フィリピン産マンゴーから基準値を超えるフェントエートを検出したことから、同通知の別表1のフィリピンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途示すフィリピン政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ及び基準値（0.03ppm）を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すフィリピン政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス シペルメトリン フェントエート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリン及び基準値(0.01ppm)を超えるフェントエートが検出されるおそれがあるため

に改めるので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

また、同通知の別表33を別紙のとおり改めます。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。